



就学援助の早期申請を受け付けます

令和6年度小・中学校新1年生と中学生でランチ給食月間利用を希望する人が対象



学校開放施設の利用には 事前の登録が必要です

スポーツを行う場として、小・中学校の施設を開放しています。なお、登録は随時受け付け、1年ごとの更新が必要です。

就学援助では、経済的な理由で学用品の購入や給食費の納入などが困難な家庭に、その費用の一部を助成しています。

や学校を通じてお知らせします。

●**受付期間** 1月5日(金)～2月29日(木)

※受付期間に申請し認定された場合、新1年生の新入学用品費を、申請した翌月25日に支給します。

そのほかの費目は、7月以降に支給します。(休日の場合は翌営業日)

●**受付場所と時間**

◇市役所本館5階 教育政策課

平日 午前8時半～午後5時

◇各地域行政センター(コミュニティセンター内)

毎月第3火曜日を除く毎日

午前9時～午後9時

●**必要なもの**

◇申請書(市ホームページからダウンロードまたは受付場所で配布)

◇振込先の通帳(保護者名義)

◇受給資格が確認できる書類

●**問い合わせ先**

教育政策課教育政策担当

☎(580)1902

●**利用団体の要件**

◇成人を含む10人以上で構成され、そのうち3分の2以上が市民、または市内の事業所に勤めていること

◇小・中学生を含む団体は、保護者同伴のもと利用すること

◇営利目的ではないこと

※同一種類の重複登録はできません。

●**対象施設** 市立小・中学校の体育館・運動場・武道場

●**申込方法** 窓口へ提出(申込先で配布する申請書に必要事項を記入)

●**申込先** スポーツ課

※施設を利用する際は、使用料・照明料金が必要となります。

●**利用団体登録の更新**

すでに登録している団体で、令和6年度も引き続き利用する場合は、登録を更新してください。

●**申込期限** 1月10日(水)

●**問い合わせ先**

スポーツ課

☎(580)1914

就学援助では、経済的な理由で学用品の購入や給食費の納入などが困難な家庭に、その費用の一部を助成しています。

●**就学援助対象** 市内の小・中学校に通学する児童生徒がいて、次のいずれかに当てはまる家庭

◇ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている

◇世帯全員の令和5年度の市民税所得割額の合計が基準額以下

※基準額については、市ホームページで確認できます。

◇生活保護の停止または廃止の措置を受けて1年以内

●**早期申請対象者**

◇市内の小・中学校に通学する予定の令和6年度新1年生がいる家庭

◇令和6年度中学校新2・3年生で就学援助のランチ給食月間利用を令和6年4月から申請する生徒がいる家庭

※その他の家庭や事前申請をしなかった新1年生の家庭は、4月以降に受け付けます。広報「大野城」

